

水道料金改定資料（案）

令和8年 8月

宇和島市上下水道局

目 次

1	水道事業とこれまでの経営	1
	(1) 水道事業とは	1
	(2) 事業の沿革	1
	(3) 安定給水に欠かせない水道施設の耐震化	1
2	適正な水道料金のあり方について	2
	(1) 水道事業経営審議会への諮問	2
	(2) 市から審議会へ説明した内容	2
	(3) 審議会から市長へ答申された内容と委員からの主な意見	7
3	前回の料金改定（値上げ）について（実績）	8
4	今回の料金改定（値上げ）について（お願い）	9
5	料金早見表（新旧比較）	10
6	請求サイクルの見直し（毎月請求から隔月請求に変更）	11
7	さらなる経費削減策の実施（現在検討中のもの）	11
8	参考資料	
	(1) 宇和島市水道事業経営審議会への諮問及び答申	12
	(2) 水道料金表（愛媛県内、20 m ³ 料金の比較）	18
	(3) 宇和島市水道用途適用の判断基準	19
	(4) 投資財政計画	21
	(5) 整備事業（工事、業務委託内容）	23
	(6) 巻末資料	31

1 水道事業とこれまでの経営

(1) 水道事業とは

水道事業は、生活に欠かせない「水（浄水）」を水道使用者に供給する事業で、ダム等から取水して浄水場で水をつくり、配水池やポンプ場などを経由して水をお届けしています。

水道事業の経営は、水道料金等の収入で水道施設の維持管理や耐震化などの工事を行っていくという民間企業とほぼ同じ経営の仕組みです。そのため、**必要経費のほとんどを水道料金でまかなっています。**

(2) 事業の沿革

宇和島市水道事業は、大正初期に遡ります。大正 9 年夏のコレラ大流行をきっかけとした市民要望の高まりを受け、大正 10 年の市政施行とともに上水道整備の具体案作成が始まりました。大正 15 年、当時最新の JL 式急速ろ過方式を採用した浄水施設が完成し、愛媛県内で最初の上水道として給水を開始しました。（令和 8 年度は創設から 100 年目となります）

上水道の創設以降、6 次にわたる拡張事業を行い、給水区域の拡大や普及率の向上に努めてまいりました。近年では、平成 17 年 8 月の 1 市 3 町合併により、旧 3 町（吉田、三間、津島）の水道事業を統合、平成 28 年 4 月に 4 つの水道事業（宇和海、三浦、野川の簡易水道事業及び成川条例水道）を統合したほか、令和 7 年 4 月には、津島水道企業団（用水供給事業）を統合するなど、水道の広域化による経営の効率化を推進し、現在は、愛南町の一部を含め、市内のほぼ全域に給水しております。（R8.3.31 現在の水道普及率 99.45%）

(3) 安定給水に欠かせない水道施設の耐震化

本市では、これまで水道の拡張と施設の整備事業を推進してまいりましたが、合併や事業統合により、より多くの施設を抱えることになりました。生活に欠かせない水を安定的にお届けするには、**老朽化した水道施設を耐震化する必要がある**ため、第 8 次整備事業計画にて、管路等の更新（耐震化）を進めています。

また、能登半島地震における大規模断水や、全国的な漏水事故が発生している状況を受け、「上下水道耐震化計画」及び「铸铁管更新計画」を追加し、第 8 次整備事業も含め実施時期などを再調整しながら、整備事業を実施しています。

- ・ 第 8 次整備事業

- 計画期間 10 年間（R 6～15 年度） 約 60.6 億円

- ・ 上下水道耐震化推進事業

- 計画期間 5 年間（R 7～11 年度） 約 7.6 億円

- ・ 铸铁管更新事業

- 計画期間 10 年間（R 8～17 年度） 約 10.3 億円

事業費合計 約 78.5 億円

※ 上記の上下水道耐震化推進事業及び铸铁管更新事業（事業費約 17.9 億円）に対し、R 7 年度に市一般会計から財政支援（4.1 億円）を受けています。

2 適正な水道料金のあり方について

(1) 水道事業経営審議会への諮問

前述のとおり、1市3町合併をはじめとした事業統合により、水道広域化を推進してきた結果、多くの水道施設を抱えることになり、それらが更新時期を迎え莫大な費用が必要となっているほか、災害に備えるための耐震化の推進が喫緊の課題となっているなど、水道事業を取り巻く経営環境は、年々厳しさを増してきております。

本市の水道料金は、必要経費や第7次整備事業で不足する6年分（平成28～令和3年度）の資金を確保するため、平成28年4月1日から平均約8%の料金改定を行いました。それ以降は、窓口業務等の民間委託をはじめ、事務統合などによる職員数削減など、すべての予算を一つずつ見直ししながら、令和7年度までの10年間、水道料金を値上げせずに済むよう経費削減に努め、黒字経営を維持してまいりました。

しかしながら、給水人口の減少に伴う給水収益の減少により、**令和9年度には経営赤字となる見込み**です。今後、継続的な企業努力を行うことは言うまでもありませんが、第8次整備事業をはじめとする様々な事業計画を推進し、将来にわたって安定的に水道水を供給していくためには、水道料金のあり方について検討する必要があります。

このような実情を踏まえ、令和8年2月19日、市長から「宇和島市水道事業経営審議会（以下、「審議会（※1）」という。）」に対し、「適正な水道料金のあり方」について諮問（※2）しました。

審議会では、「経営赤字に対する経費削減策」や「耐震化工事等に必要な資金をどのように確保すべきか」、「水道料金の金額は、どのくらいが適正か」などについて、審議していただきました。

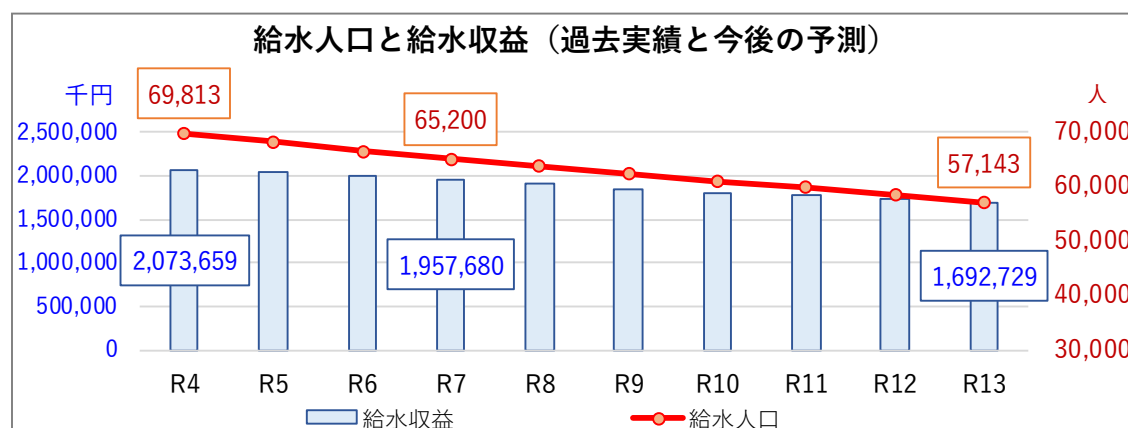
※1 審議会とは、市の条例により設置され、委員を市の指針に基づいて選出し、経営状況や将来の事業計画等について審議する組織。

※2 諮問とは、特定の事柄について有識者や他の機関等に意見を求めること。

(2) 市から審議会へ説明した内容

① 給水人口と給水収益の減少

直近3年間（R5～7）では、下図の折線グラフ（赤色）の**給水人口は、毎年度約1,500人減少し**、棒グラフ（青色）の**給水収益は、1年あたり約4,000万円減少し続けている**ため、年々経営が厳しくなっています。



② これまでに実施してきた経費削減（実績）

水需用が減少する一方で、合併や事業統合等により水道施設が増加し、更新費用は莫大なものとなってきております。年々高度化する水道技術や多様化するニーズに応えながら、水道事業の健全経営を続けるためには、常に経費削減を意識することが重要になります。

本市では、民間業務委託による人員削減など下表のような経費削減を行いました。給水収益の減少額が大きいため、さらなる経費削減策が必要です。

（単位：千円）

項 目	概 要	削減効果/年
人件費削減	事務統合による職員の削減	-3,300
	浄水場運転管理の第三者委託による職員の削減	-17,314
	窓口業務委託による人件費の削減	-15,000
その他の経費削減	中央監視装置の統合	-3,547
	屋外照明のLED化	-120
	海底送水管損害保険の加入取りやめ	-6,000
削減効果（1年あたり）		-45,281

③ さらなる経費削減（実施予定のもの）

下表のＡ～オ（実施済み又は実施予定）により、Ｒ９～１３年度（５年間）の経費削減効果を約２．７億円と見込んでいます。

（単位：千円）

項 目	R9	R10	R11	R12	R13	効果(5年計)
ア 収納窓口の見直し	-5,800	-7,000	-13,000	-13,000	-13,000	-51,800
イ 請求サイクルの見直し	-5,000	-6,000	-6,000	-6,000	-6,000	-29,000
ウ クレジット決済取りやめ(済)	-450	-450	-450	-450	-450	-2,250
エ 宿日直業務の見直し	-4,000	-4,000	-4,000	-4,000	-4,000	-20,000
オ 職員減（中央監視の整備）	-12,800	-38,000	-38,000	-38,000	-38,000	-164,800
合 計	-28,050	-55,450	-61,450	-61,450	-61,450	-267,850

※Ｒ７と比較した削減効果

ア 収納窓口の見直し

【Ｒ７年度まで】 見直し前の費用：１,３００万円／年

- ・ 窓口業務を吉田、三間、宇和海支所に委任（負担金：３００万円／年）
- ・ 津島水道管理係に水道局職員を配置（人件費：４００万円／年）
- ・ 本庁窓口を業務委託（委託料：６００万円／年）

【Ｒ８年度から】 Ｒ７年度比、△５８０万円／年

- ・ 吉田、三間、宇和海支所の負担金を、固定額から実績額へ変更
- ・ 津島支所の水道窓口を、他支所と同様の業務委任へ変更

【Ｒ１０年度から】 Ｒ７年度比、△７００万円／年

- ・ 本庁、吉田、三間、津島、宇和海支所の水道窓口を柿原本局へ統合

【Ｒ１１年度から】 Ｒ７年度比、△１,３００万円／年

※本庁窓口の統合効果（△６００万円／年）は、第３期委託から発生

イ 請求サイクルの見直し

【R 9 年度から】R 7 年度比、△600 万円／年

・毎月から2か月毎の請求に変更、印刷代、郵送代、手数料などを削減

※R 9 年6月から制度移行、R 9 年度の削減効果は約 500 万円／年

ウ クレジット決済の取りやめ（実施済み）

【R 8 年度から】R 7 年度比、△45 万円／年

・1か月あたりの取扱い件数：約 36,000 件に対し、25 件（利用率 0.06％）

・口座振替やコンビニ払いなど他の支払手段があることから取りやめ

エ 宿日直業務の見直し（検討中）

【R 9 年度から】R 7 年度比、△400 万円／年

・委託内容の変更を検討中

オ 職員減（中央監視の整備）

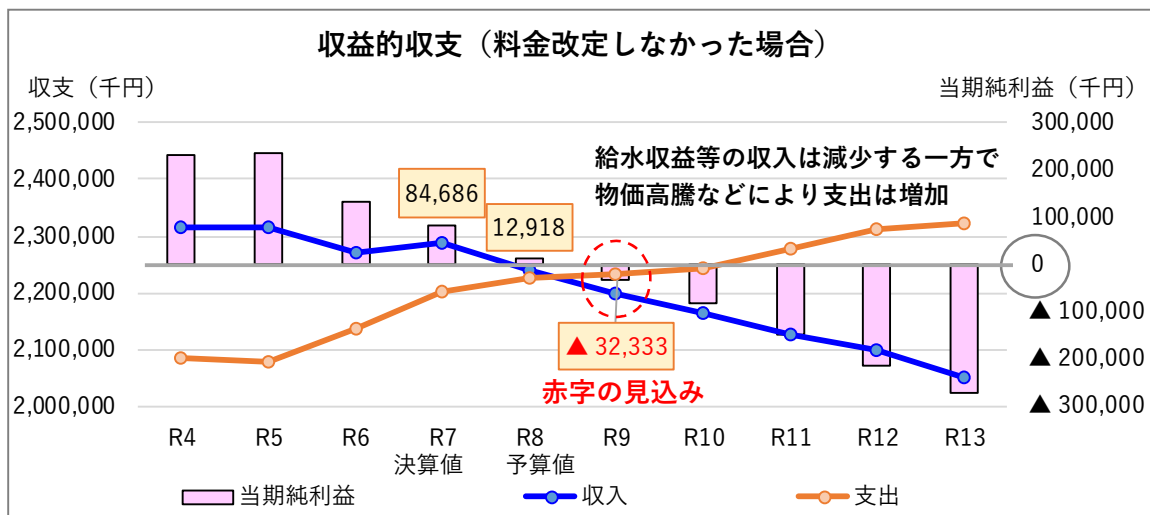
【R 9 年度から順次実施】R 7 年度比、△3,800 万円／年

・津島地区の中央監視装置完成に合わせ、長野、嵐、狩津浄水場を段階的に無人運転へ切り替え、津島地区担当の職員数を削減予定

④ 経営赤字

上記②～③のような経費削減に努めていますが、物価の高騰などにより支出が膨らむ一方で、給水人口の減少に伴い、収益が減少し続けており、経費削減を行っても、下図のグラフのように**令和9年度には経営赤字になる見込み**です。

このままでは、必要な収入を確保できず、安全な水を安定的にお届けできなくなってしまうことから、水道料金の見直しが避けられない状況です。



⑤ 料金算定期間（どのくらいの期間の収入を確保するか＝料金の見直し期間）

水道料金を改定する場合の基本的な条件等は、日本水道協会が策定した水道料金算定要領に基づいて設定しています。この算定要領では、水道料金の算定期間の基準を3～5年としています。短期間では評価するデータが不足するため、本市では**5年間の必要経費を試算**しました。

本市水道事業の基本理念を示した水道ビジョンや、第8次整備計画、中長期の財政計画である経営戦略といった重要計画は、下図のとおり令和11年度に中間評価及び改正を行う予定です。料金改定後の中間評価についても、同時期に実施予定です。

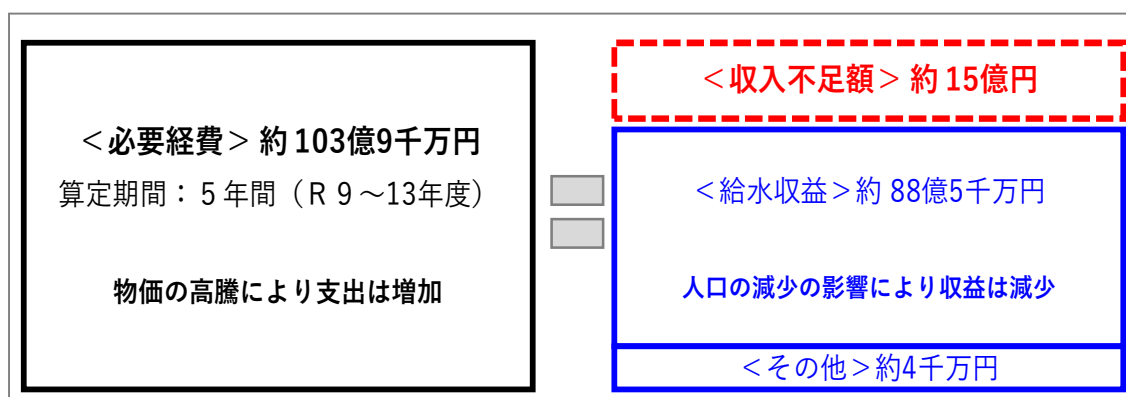


⑥ 今後5年間の必要経費と収入不足額

算定要領には、水道料金は「総括原価方式（※1）」で算定するように定められています。今後5年間（令和9～13年度）の必要経費を試算すると、約103億9千万円となる見込みです。一方、同期間の給水収益は約88億5千万円となる見込みで、5年間の必要経費に対する**収入不足額は約15億円**になります。水道事業は独立採算が原則であるため、この不足額を補うためには、水道料金の見直し（値上げ）が避けられない状況です。

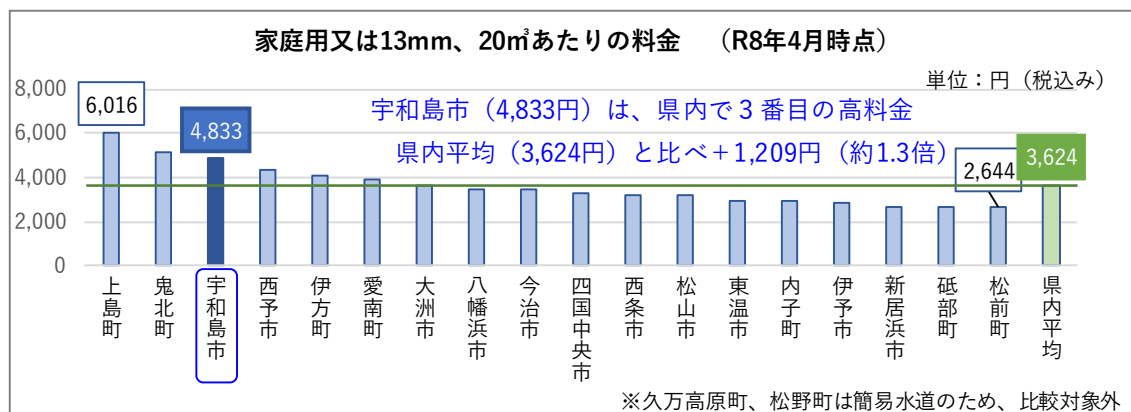
※1 総括原価方式とは、現在稼働している水道施設を維持管理していくための適正な原価（人件費や修繕費、減価償却費など）に、将来にわたり健全な運営をするための費用（支払利息と資産維持費（※2））を合わせたものを算定し、これに見合う料金を設定する方式です。

※2 資産維持費とは、物価上昇や施設の高機能化等に対応するための費用で、今後、水道施設を計画的に更新できるよう、その資金を積み立てておく金額です。



⑦ 宇和島市の水道料金が高い理由（愛媛県内の水道料金との比較）

3人家族で生活する1か月の標準的な使用水量の目安となる20 m³の水道料金を比較すると、下図のように、本市は愛媛県内で3番目に高くなっています。



では、なぜ、本市の水道料金が高いのかをご説明します。

水道管路や施設数を下表のとおり他市と比較すると、本市は、水を届けるために他市よりも多くの施設を保有する必要があるため、他市よりも維持管理費用がかかります。

（県内10市平均と給水人口が本市より多い市との比較）

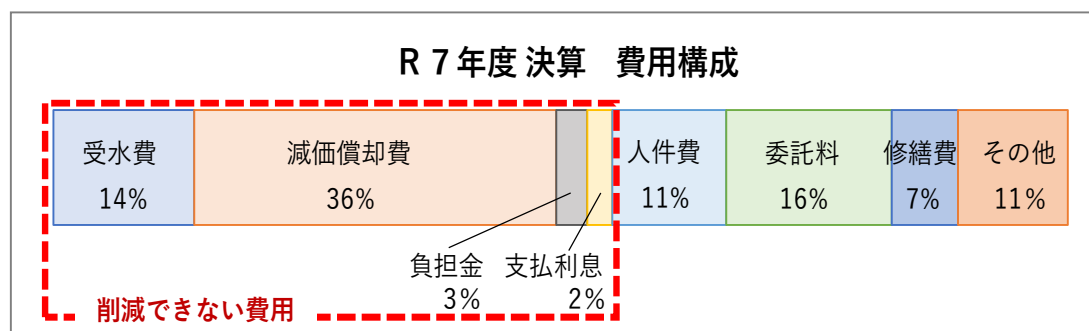
令和8年3月31日現在

自治体名（市）	10市平均	宇和島市	松山市	今治市	新居浜市	四国中央市
給水人口（人）		65,200	465,066	140,833	108,017	76,958
水道管路延長(km)		918	2,290	1,848	623	807
一人あたり（m）	8.3	14.1	4.9	13.1	5.8	10.5
浄水場（箇所）		15	9	14	4	1
1,000人あたり	0.10	0.23	0.02	0.10	0.04	0.01
ポンプ場（箇所）		44	13	6	31	57
1,000人あたり	0.28	0.67	0.03	0.04	0.29	0.74
配水池（箇所）		90	31	75	9	50
1,000人あたり	0.48	1.38	0.07	0.53	0.08	0.65

1年間に必要とする費用には、次の表のようなものがあります。

費用	内容
受水費	野村ダムから水を買うための費用
減価償却費	工事等で支払った代金を、耐用年数に合わせて少しずつ計上する費用
負担金	須賀川ダム・山財ダムの維持管理費や水質検査の費用
支払利息	借入金に対する利息
人件費	職員給与や手当
委託料	浄水場運転管理や漏水調査、検針や窓口業務等の民間委託費用
修繕費	漏水した水道管等の修繕費用
その他	電気代、電話代、印刷費用など

これらの費用は、それぞれ下図のような割合で構成しています。



費用の 55% を占める受水費、減価償却費、負担金及び支払利息は、削減したくても削減できない費用です。また、人件費や委託料といった費用の削減も限界があり、漏水管等の修繕費も、削減が難しい費用です。

以上をまとめると、本市の水道料金が他市町と比べ高くなっている理由には、次のようなことが挙げられます。

- ア 多くの水道施設を設置しなければ、市内全域に水をお届けできないため、施設の維持管理や更新に多くの費用が必要となる。
- イ 高額な維持管理等の費用は、削減できない固定費が多くを占めている。

(3) 審議会から市長へ答申された内容と委員からの主な意見

水道事業の経営状況や課題、今後の収支見込みなどについて審議会に説明し、丁寧かつ慎重な審議の結果、次のような答申をいただきました。

① 料金改定額（必要経費に対する収入不足額）

今後 5 年間（令和 9 ～ 13 年度）の必要経費約 103 億 9 千万円に対する**収入不足額約 15 億円を、水道料金の改定（値上げ）により補うことは適当**である。ただし、浴場用の料金は、公衆衛生を維持するため欠かせない銭湯を守る必要があることから、今回は値上げしない。

② 料金算定期間（どれぐらいの期間の収入を確保すべきか）

日本水道協会の算定要領（基準 3 ～ 5 年間）に基づき、**令和 9 年度から令和 13 年度までの「5 年間」の算定期間は、適当**である。

③ 料金値上げの時期

令和 9 年度から経営赤字になることを考慮すると、**令和 9 年 4 月使用分から値上げすることは、適当**である。

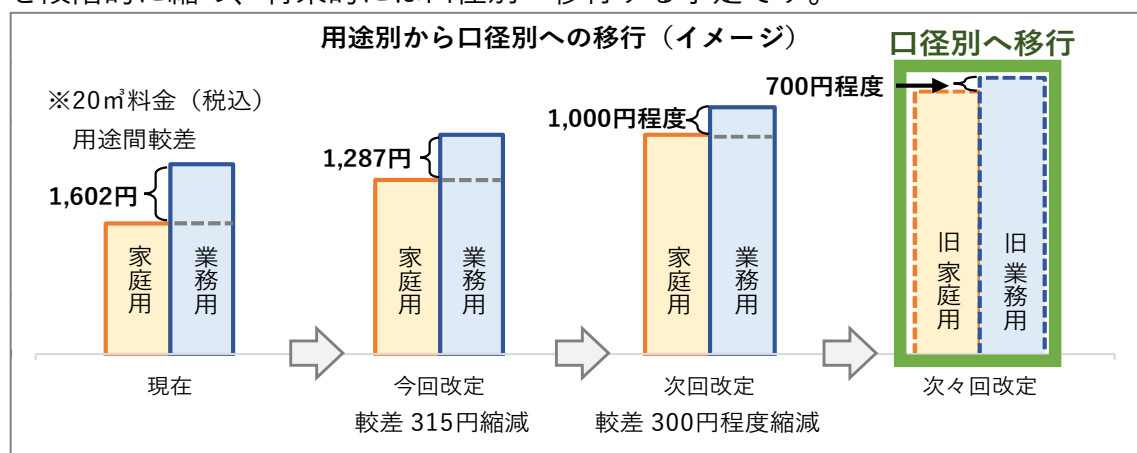
④ 料金体系

「用途別（家庭用、業務用、工業用、浴場用）」料金体系（※）を継続するが、家庭用と業務用の**料金較差を段階的に縮め、将来的には口径別へ移行することが望ましい**。

※料金体系

用 途 別	水を「何に使うか」により設定しており、家庭用をできるだけ安価に抑えるため、業務用に多く負担していただく料金体系。
口 径 別	水を「どれだけ使うか」により設定しており、メーターの口径が大きいほど高い料金となる仕組み。費用負担の公平性が分かりやすく、全国的に主流になりつつある料金体系。

現在、本市では、家庭用と業務用の料金較差が大きいため、このまま口径別へ移行すると、家庭用の値上げ幅が大きくなってしまいます。そのため、料金較差を段階的に縮め、将来的には口径別へ移行する予定です。



⑤ その他の主なご意見

- ア 物価や人件費の高騰、人口推計の予測が悪化している状況を踏まえ、慎重に将来収支を予測すること。また、料金改定後3年目を目途に、中間評価を行うこと。
- イ 過度なサービス低下とならないように配慮しながら、今後も経費削減に努めること。
- ウ 経費削減のため、請求サイクルを見直し、隔月（2か月ごとの）請求制度を導入する際は、生活困窮者に対し分割払いを認めるよう配慮すること。
- エ 水道料金の改定（値上げ）はやむを得ないものの、広報誌等の様々な方法を用いて、なぜ値上げが必要なのか、市民に対し丁寧に分かりやすくお知らせすること。

3 前回の料金改定（値上げ）について（実績）

平成28～令和3年度（6年間）の水道施設の耐震化等に必要な資金を確保するため、平成28年4月に、水道料金の値上げを実施しました。民間委託等の経費削減を行い、料金改定の時期を延伸するよう努めてきました。

なお、現在（令和8年度）は、前回の料金改定後11年目となります。

家庭用 20 m³※ 4,212 円 → 4,745 円（1か月あたり税込 533 円増）
ただし、当時の消費税率は 8 %
平成 28 年 4 月使用分から値上げを実施。

※ 20 m³：3 人家族で生活する 1 か月の標準的な使用水量の目安です。

4 今回の料金改定（値上げ）について（お願い）

令和 9 年 4 月使用分から、水道料金の値上げを実施予定です。

水道使用者の皆さまには、ご負担をお掛けいたしますが、安全な水道を安定的に維持していくために、ご協力をお願いいたします。

家庭用 20 m³ 4,833 円 → 5,819 円（1 か月あたり税込 986 円増）

適用：令和 9 年 4 月使用分から

令和 8 年 12 月議会に、料金値上げに必要な条例改正案を提出予定。

（税込み）

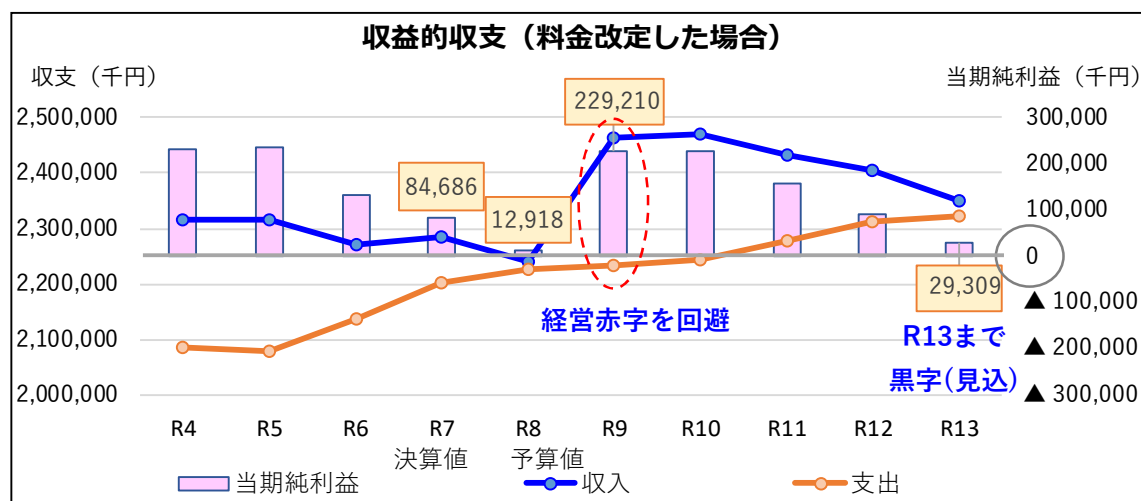
用 途	水 量	現料金	新料金	上昇額
家庭用	基本（8 m ³ まで）	1,573.0 円	1,859.0 円	286.0 円
	超過（1 m ³ につき）	271.7 円	330.0 円	58.3 円
	20 m ³ 料金（標準世帯）	4,833.0 円	5,819.0 円	986.0 円
業務用	基本（10 m ³ まで）	2,750.0 円	3,036.0 円	286.0 円
	超過（1 m ³ につき）	368.5 円	407.0 円	38.5 円
	20 m ³ 料金	6,435.0 円	7,106.0 円	671.0 円
工業用	基本（200 m ³ まで）	51,700.0 円	59,400.0 円	7,700.0 円
	超過（1 m ³ につき）	368.5 円	407.0 円	38.5 円
浴場用	基本（170 m ³ まで）	16,060.0 円	16,060.0 円	0.0 円
	超過（1 m ³ につき）	159.5 円	159.5 円	0.0 円

※ 1 円未満の端数が生じたときは、その金額を切り捨てる。

※ 浴場用は、公衆浴場法や物価統制令等の趣旨を踏まえ、料金を値上げしない。

経営赤字の回避

下図グラフのとおり、料金改定（値上げ）を行うことで、R 9 年度以降の経営赤字を回避することができます。料金改定後 5 年間（R13 年度まで）は黒字を維持できる見込みですが、R14 年度には再び経営赤字となるおそれがあります。R11 年度に中間評価を行い、今後の収支見込を検証する予定です。



5 料金早見表（新旧比較）

（単位：円 税込み）

家 庭 用				業 務 用			
使用水量	現 在	改定後	増加額	使用水量	現 在	改定後	増加額
8m ³ まで	1,573	1,859	286				
9	1,844	2,189	345				
10	2,116	2,519	403	10m ³ まで	2,750	3,036	286
11	2,388	2,849	461	11	3,118	3,443	325
12	2,659	3,179	520	12	3,487	3,850	363
13	2,931	3,509	578	13	3,855	4,257	402
14	3,203	3,839	636	14	4,224	4,664	440
15	3,474	4,169	695	15	4,592	5,071	479
16	3,746	4,499	753	16	4,961	5,478	517
17	4,018	4,829	811	17	5,329	5,885	556
18	4,290	5,159	869	18	5,698	6,292	594
19	4,561	5,489	928	19	6,066	6,699	633
20	4,833	5,819	986	20	6,435	7,106	671
21	5,105	6,149	1,044	21	6,803	7,513	710
22	5,376	6,479	1,103	22	7,172	7,920	748
23	5,648	6,809	1,161	23	7,540	8,327	787
24	5,920	7,139	1,219	24	7,909	8,734	825
25	6,191	7,469	1,278	25	8,277	9,141	864
26	6,463	7,799	1,336	26	8,646	9,548	902
27	6,735	8,129	1,394	27	9,014	9,955	941
28	7,007	8,459	1,452	28	9,383	10,362	979
29	7,278	8,789	1,511	29	9,751	10,769	1,018
30	7,550	9,119	1,569	30	10,120	11,176	1,056
31	7,822	9,449	1,627	31	10,488	11,583	1,095
32	8,093	9,779	1,686	32	10,857	11,990	1,133
33	8,365	10,109	1,744	33	11,225	12,397	1,172
34	8,637	10,439	1,802	34	11,594	12,804	1,210
35	8,908	10,769	1,861	35	11,962	13,211	1,249
36	9,180	11,099	1,919	36	12,331	13,618	1,287
37	9,452	11,429	1,977	37	12,699	14,025	1,326
38	9,724	11,759	2,035	38	13,068	14,432	1,364
39	9,995	12,089	2,094	39	13,436	14,839	1,403
40	10,267	12,419	2,152	40	13,805	15,246	1,441

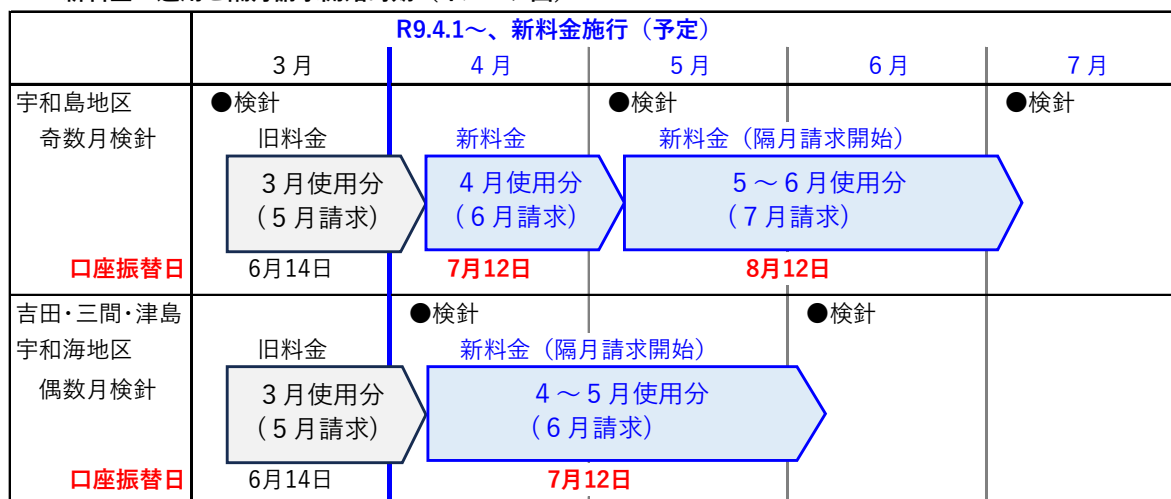
工 業 用							
使用水量	現 在	改定後	増加額	使用水量	現 在	改定後	増加額
200m ³ まで	51,700	59,400	7,700	550	180,675	201,850	21,175
250	70,125	79,750	9,625	600	199,100	222,200	23,100
300	88,550	100,100	11,550	650	217,525	242,550	25,025
350	106,975	120,450	13,475	700	235,950	262,900	26,950
400	125,400	140,800	15,400	750	254,375	283,250	28,875
450	143,825	161,150	17,325	800	272,800	303,600	30,800
500	162,250	181,500	19,250	850	291,225	323,950	32,725

6 請求サイクルの見直し（毎月請求から隔月請求に変更）

請求サイクルをこれまでの「毎月」から「隔月（2か月ごと）」に変更し、経費の削減を行います（1年あたりの削減効果：約600万円）。

なお、生活困窮等により、1度に2か月分の料金支払いが困難な場合は、分割払いの相談に応じます。

■ 新料金の適用と隔月請求開始時期（イメージ図）



令和9年4月1日以降の使用水量に対して、新料金を適用予定

7 さらなる経費削減策の実施（現在検討中のもの）

今後も、下表のような経費削減策について継続的に検討し、速やかに実施することにより、健全経営に努めてまいります。

検討中の改善項目	実施予定	削減効果/年
① 公用車の使用実態の分析に基づく台数削減	R9年度～	未定
② 購入図書の再検討による経費削減	R9年度～	未定
③ 省略可能な通知文書の見直しによる経費削減	R9年度～	約70万円
④ システムプログラムの見直しによる経費削減	R10年度～	約200万円

水道使用者の皆さまには、ご負担をお掛けいたしますが、将来にわたって安全な水道を安定的に維持していくためには、水道料金の値上げは避けられません。

ご理解とご協力をお願いいたします。

本件に関するお問い合わせ

宇和島市上下水道局 水道総務課
tel：0895-22-5265

(1) 宇和島市水道事業経営審議会への諮問及び答申

宇 水 第 835号

令和8年2月19日

宇和島市水道事業経営審議会

会 長 宮 本 直 明 様

宇和島市上下水道局

宇和島市長 岡 原 文 彰

適正な水道料金のあり方について（諮問）

宇和島市の水道事業は、公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的として、水道使用者に安心、安全な水を安定的にお届けするため、これまで水道施設の拡張及び整備事業を推進してきました。

一方で、平成17年8月1日の1市3町合併をはじめ、平成28年4月1日の宇和海簡易水道事業の統合や、令和7年4月1日の津島水道事業団（用水供給事業）の統合により、水道広域化を推進してきた結果、多くの水道施設を抱えることになり、それらが更新時期を迎え莫大な費用が必要となっているほか、災害に備えるための耐震化の推進が喫緊の課題となっているなど、水道事業を取り巻く経営環境は、年々厳しさを増してきております。

本市の水道料金は、必要経費や第7次整備事業で不足する6年分（平成28～令和3年度）の財源を確保するため、平成28年4月1日から各用途の平均約8%の料金改定を行いました。それ以降は、窓口業務等の民間委託をはじめ、事務統合などによる職員数削減など、すべての予算を一つずつ見直ししながら、令和7年度までの10年間、水道料金を値上げせずに済むよう経費削減に努め、黒字経営を維持してまいりました。

しかしながら、給水人口（毎年約1,500人）の減少に伴う給水収益の減少により、遅くとも令和9年度には経営赤字となる見通しであることから、今後、継続的な企業努力を行うことは言うまでもありませんが、第8次整備事業をはじめとする様々な事業計画を推進することにより耐震化を向上させ、将来にわたって安定的に水道水を供給していくためには、水道料金のあり方について検討する必要があります。

このような実情を踏まえ、市民生活等への影響に配慮しながらも、必要な財源を確保するため、適正な水道料金はどのようにあるべきかについて、様々な観点からご意見をいただきたく、宇和島市水道事業経営審議会条例（平成21年3月19日条例第13号）第6条第1項の規定により、適正な料金のあり方についてお諮りするものです。

令和8年6月8日

宇和島市上下水道局

宇和島市長 岡 原文 彰 様

宇和島市水道事業経営審議会

会長 宮 本 直 明

適正な水道料金のあり方について（答申）

令和8年2月19日付け、宇水第835号で諮問があったことについて、次のとおり結論を得たので答申します。

なお、留意事項については、附帯意見として申し添えます。

1 答申

(1) 料金改定額について

今後5年間（令和9～13年度）の経営状況を確認した結果、必要な事業費約103億9千万円に対する収入不足額は、約15億円であった。

この収入不足額は、水道事業の独立採算の原則に基づき、水道料金を改定することにより徴収することが適当である。ただし、浴場用料金については、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）」の趣旨を考慮すると、公衆衛生の維持向上の観点から据え置くことが適当である。

以上のことを踏まえた詳細な料金改定（案）は、下表のとおりである。

■水道料金改定（案）

【税込】

用途	水 量	現料金	新料金	上昇額
家庭用	基本（8 m ³ まで）	1,573.0 円	1,859.0 円	286.0 円
	超過（1 m ³ につき）	271.7 円	330.0 円	58.3 円
	20 m ³ 料金（標準世帯）	4,833.0 円	5,819.0 円	986.0 円
業務用	基本（10 m ³ まで）	2,750.0 円	3,036.0 円	286.0 円
	超過（1 m ³ につき）	368.5 円	407.0 円	38.5 円
工業用	基本（200 m ³ まで）	51,700.0 円	59,400.0 円	7,700.0 円
	超過（1 m ³ につき）	368.5 円	407.0 円	38.5 円
浴場用	基本（170 m ³ まで）	16,060.0 円	16,060.0 円	0.0 円
	超過（1 m ³ につき）	159.5 円	159.5 円	0.0 円

(2) 料金設定について

これまでどおり、1円単位での料金設定とし、基本料金及び超過料金の合計額（税込）に1円未満の端数が生じたときは、その金額を切り捨てることは適当である。

(3) 料金算定期間について

公益社団法人日本水道協会の策定した「水道料金算定要領(以下、「算定要領」という。)」に基づき、令和9年度から令和13年度までの5年間とすることは適当である。

(4) 料金改定時期について

令和9年度以降の経営状況を考慮すると、令和9年4月使用分から料金改定を行うことは適当である。

なお、水道事業を取り巻く厳しい経営環境の変化に対応しつつ、今後も安定給水を維持していくためには、継続的に経営分析を行いながら、おおむね3年から5年を目安として、整備事業計画や経営戦略の見直しとともに、水道料金のあり方について検討することが重要である。

(5) 料金体系について

水道使用者の公平性を考慮すると、用途別から口径別へ移行することが適当である。今後も算定要領や他市町の動向を参考にしつつ、できる限り一般家庭の負担を軽減しながら、家庭用と業務用の用途間較差を解消するための調整を行い、将来的には、用途別から口径別へ移行することが望ましい。

2 水道事業の評価及び審議の着眼点

適正な水道料金のあり方に係る審議については、物価や人件費の高騰をはじめ、給水人口の減少に伴う収益の減少が経営に大きな影響を及ぼしていることを十分考慮した。

本市では、これまでの第7次整備事業計画(H21～R5:15年間)に引き続き、第8次整備事業計画(R6～15:10年間)に基づき、地震等の災害に備えるため、水道施設の耐震化を推進しインフラ整備に努めてきた。

しかしながら、東日本大震災(H23.3月)以降、日本各地では、激甚化する地震や風水害等が頻発しており、能登半島地震(R6.1月)におけるライフラインの甚大な被害状況などを踏まえると、対策の強化と耐震化の更なる推進が求められる。

これまでの整備事業は、おおむね計画どおり履行されているものの、広範にわたる老朽化した水道施設の更新需要に追いついていない。また、令和7年度から用水供給事業(旧:津島水道企業団)を事業統合した結果、さらに多くの老朽化した施設を抱えることになったため、今後の維持管理費の増加が懸念される。

このたびの答申では、安全で安心な水道水を持続的かつ安定的に供給することについて、将来世代の負担にも考慮しつつ、残していく義務があるということを第一として、水道事業の現状と課題を整理し、慎重に審議を重ねた結果、適正な水道料金のあり方については、前述の答申のとおりとすることが適当であるという結論に至った。

しかしながら、一方では、本市の水道料金は、すでに県下で3番目の高料金であり、昨今の物価高騰などを考慮すると、水道使用者の負担の増加を最小限にとどめる必要があることは言うまでもない。給水人口の減少に伴う収益の減少が続く予測となっている財政状況を見ると、更なる経営努力と効率的な事業運営が求められる。

このような中、上下水道局では、これまで窓口等の業務を外部委託し、あるいは事務事業を統合し効率化を図ることにより職員数を削減するなど、継続的に様々な経営改善に取り組んできていたが、自助努力だけでは健全経営を維持することができず、令和9年度から13年度まで（5年間）の総括原価約103億9千万円に対し、収入が約15億円不足する状況となっている。

本審議会では、財源確保の方策として、料金改定は避けられないものと判断しつつ、その改定方法については、特に配慮すべき事項を次の4点に着目し審議した。

- ① 料金改定により確保する財源は、第8次整備事業等に必要な事業費をはじめ、赤字経営であった用水供給事業の事業統合後の維持管理費や、国から追加された耐震化事業の推進等、安定した事業経営に必要な収入を得るためのものであること。
- ② 料金改定額は、物価高騰等の影響による水道使用者の厳しい生活実態等を考慮し、可能な限り低く抑えること。
- ③ 料金算定期間は、日本水道協会が算定要領で推奨する「おおむね3年から5年」で設定すること。
- ④ 料金体系は、負担の公平性を確保しながら、水道使用者から理解を得られやすくなるよう、家庭用と業務用における用途間較差を縮減しつつ、将来的に用途別から口径別へ移行すること。

※用途別

水の使い道によって較差を設ける料金体系。料金の負担能力が高い事業者（業務用）に多めの負担を、生活用水（家庭用）には安価な料金を設定する仕組み。

※口径別

使うことができる水の量に応じて較差を設ける料金体系。口径が大きいほど大量の水を使うため、設備投資や維持管理費を小口径より多く必要とすることから、大口径ほど水道料金を高くする仕組み。

3 水道事業における課題等

本市では、民間委託による経営の合理化をはじめ、事務事業の統合を行うなど、水道の広域化と経常経費の縮減に努めてきた。

しかしながら、平成17年8月の1市3町合併時に約93,000人であった人口は、令和8年4月末時点で約65,000人にまで減少（約28,000人減）し、それに伴い給水収益も減少し続けており、この傾向は、今後も改善されることが期待できない。

水道事業においては、必要な経費を独立採算制により、水道料金で賄わなければならないが、企業努力による経費削減といっても限界があり、厳しい経営環境となっている。

さらに、本市の水道環境は、現在では、渇水による断水の心配がほぼ無くなったとはいえ、水不足を補うために南予水道企業団（野村ダム）から水を購入しているほか、点在する水源（須賀川ダム、山財ダム、宮下井戸など）や山間部の急峻な地形、海岸線といった複雑な地形の影響等があり、ポンプ場や配水池など、県下の他の水道事業体と比べて、比較的多くの水道施設を抱えていることから、今後、それらの老朽化した施設を更新していくために必要な経費は、莫大なものとなっている。

一方で、本市の水道料金は、すでに県下で3番目の高料金となっており、市民生活や社会経済に及ぼす影響が大きい。

水道事業では、独立採算制に基づき、水道料金で事業費を賄うことは当然のことではあるが、このまま水道料金を上げ続けるには限界があることから、水道施設の維持管理や耐震化工事など、さらなる効率的な執行により費用を抑制し、最大限の効果を得られるよう努めるとともに、外部からの財政的支援を得るなど、料金改定額の抑制や料金改定サイクルの延命化を図ることが望まれる。

4 附帯意見

- (1) 物価や人件費の高騰が続いているほか、人口推計の減少が予測よりも悪化している状況を踏まえ、慎重に将来収支を予測した上で料金改定を行うこと。
- (2) 水道使用者の費用負担の公平性を保つため、将来的には、現在の用途別から口径別料金体系へ移行すること。ただし、口径別への移行は、市民への負担をできる限り抑制する必要があるため、家庭用と業務用の料金較差を段階的に縮減してから実施すること。
- (3) 料金算定期間中において、計画値と実績値に相違が生じることが考えられるため、料金改定後3年目を目途に中間評価を行うこと。
- (4) 安全で安心な水道水を持続的かつ安定的に供給することを第一としつつ、過度なサービス低下とならないように配慮しながら、更なる経営改善に努めること。
- (5) 「隔月（2か月に1回）請求制度」の導入を行う場合は、これまでと同様に高齢者や生活困窮者といった配慮の必要な水道使用者から申し出があったときは、制度上で許される範囲内において分納を認めること。
- (6) 料金改定を実施するにあたっては、広報誌やSNS、ホームページなど、様々な媒体を活用して発信し、広く周知するとともに、分かりやすい表現で説明するなど、水道使用者から理解を得られやすくなるよう工夫すること。

宇和島市水道事業経営審議会委員

会 長	宮 本 直 明	(各種団体)
副会長	山 下 由 美	(水道利用者)
委 員	羽 鳥 剛 史	(学識経験者)
委 員	安 達 三 郎	(学識経験者)
委 員	濱 田 かなめ	(水道利用者)
委 員	宇和木 眞由美	(水道利用者)
委 員	三 好 綾	(各種団体)
委 員	岩 村 保 昌	(各種団体)
委 員	森 拓 也	(各種団体)
委 員	安 岡 賢 司	(各種団体)

(2) 水道料金表 (愛媛県内、20m³料金の比較)

家庭用、メーター口径13mm 1か月の県内水道料金

(R8.4.1現在、税込:10%)

県内順位	市町名	料金	体系1	体系2	備考	県内平均比較	全国平均比較
1	上島町	6,016円	用途別	単一制		163.5%	176.8%
2	宇和島市	5,819円	用途別	単一制	改定後	158.2%	171.0%
2	鬼北町	5,170円	口径別	逡増制		140.5%	152.0%
3	宇和島市	4,833円	用途別	単一制	改定前	131.4%	142.1%
4	西予市	4,301円	口径別	単一制	宇和地区	116.9%	126.4%
5	伊方町	4,070円	用途別	逡増制		110.6%	119.6%
6	愛南町	3,900円	用途別	単一制		106.0%	114.6%
7	大洲市	3,652円	口径別	逡増制	大洲地区	99.3%	107.3%
8	八幡浜市	3,500円	口径別	逡増制		95.1%	102.9%
9	今治市	3,459円	用途別	逡増制		94.0%	101.7%
10	四国中央市	3,300円	用途別	逡増制	三島川之江地区	89.7%	97.0%
11	西条市	3,207円	口径別	単一制		87.2%	94.3%
12	松山市	3,170円	口径別	逡増制		86.2%	93.2%
13	東温市	2,900円	口径別	逡増制		78.8%	85.2%
14	内子町	2,940円	口径別	逡増制		79.9%	86.4%
15	伊予市	2,820円	用途別	逡増制		76.6%	82.9%
16	新居浜市	2,684円	用途別	逡増制		73.0%	78.9%
17	砥部町	2,673円	口径別	単一制		72.7%	78.6%
18	松前町	2,644円	口径別	逡増制		71.9%	77.7%

※久万高原町、松野町は簡易水道のため、比較対象外

参考1) 合併前水道料金(消費税5%)

旧宇和島市	3,715円
旧吉田町	4,920円
旧三間町	5,940円
旧津島町	4,080円
旧宇和海地区	4,910円

参考2) 県内料金体系別割合

料金体系	件数	割合
口径別	10件	55.6%
用途別	8件	44.4%
計	18件	100.0%

参考3) 県内及び全国平均

改定後県内	全国
3,679円	3,402円

※改定前県内 3,624円

※全国 = R7.4.1現在

用語解説)

口径別…水道の「メーター口径」に応じた料金体系となっているもの (全国比率62.3%)

用途別…水道の「使用用途」に応じた料金体系となっているもの (全国比率27.6%)

単一制…超過水量部分の単価設定が一定となっているもの

逡増制…超過水量部分の単価設定が使用量に応じて高くなっているもの

(3) 宇和島市水道用途適用の判断基準

(趣旨)

第1条 この基準は宇和島市水道事業給水条例（以下「条例」という。）第4条及び第26条並びに宇和島市水道事業給水条例施行規程（以下「施行規程」という。）第31条に規定する用途適用の判断基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用途適用の判断基準)

第2条 施行規程第31条に定める用途適用の判断基準は、次のとおりとする。

用 途	用途適用の判断基準	備 考
家庭用	炊事・洗濯等、日常生活において一般家事に使用するもの	・専ら一般家庭において使用されるもので、多用途に使用する場合を除く（開栓中に改造等を行い、店舗併用住宅となったことが判明した場合は、当基準第3条を適用）
業務用	家庭用、工業用、浴場用以外のもの	・原則として、廃業等により業務用の適用外となっても、使用者からの申請が無い限り、用途の変更は行わない ・原則として、業務用の適用外となり用途変更を行った場合は、料金の遡及計算及び還付は行わない ・原則として、他事業体等への分水については業務用とする
工業用	物を生産、加工、修理する工場等で1か月平均200立方メートル以上使用するもの	・原則として、過去1年間の使用量が、月平均200立方メートル未満となっても、使用者からの変更申請が無い限り用途の変更は行わない ・原則として、工業用の適用外となり用途変更を行った場合は、料金の遡及計算及び還付は行わない
浴場用	公衆浴場法に基づき、県から一般浴場の営業許可を受け、かつ、他の用途と混在していないもの	・公衆浴場のうち、物価統制令（昭和21年勅令第118号）及び物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき、愛媛県知事が指定

		する入浴料金の統制額の適用を受けるもの ・浴場用の規定に該当しない公衆浴場については業務用とする ・原則として、浴場用の適用外となり用途変更を行った場合は、料金の遡及計算及び還付は行わない
--	--	--

(多用途に使用する場合の用途適用判断基準)

第3条 条例第26条第2項に定める料率の異なる2種以上の用途に水道を使用する場合は、宇和島市水道局発行の給水装置工事施工の手引き2002に従い、用途の適用を行う時点において、水道料金計算結果が高い方の用途を適用する。

(再開栓時の用途適用判断基準)

第4条 当該水栓が再開栓された場合において、新設開栓時又は平成22年4月施行の料金改定時と異なる用途である場合は、再開栓時の用途を適用する。

付 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(4) 投資財政計画

収益的収支（3条・税抜き）

(単位：千円)

年度 区分		決			算		値		推 測				値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 (改定年)	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度 (改定期間満了)			
収益的収入	1.営業収益	2,150,940	2,109,882	2,065,389	2,040,782	1,995,237	2,192,360	2,197,360	2,155,360	2,112,360	2,071,360			
	(1)料金収入	2,073,659	2,034,076	1,999,635	1,957,680	1,911,995	2,116,000	2,121,000	2,079,000	2,036,000	1,995,000			
	(2)受託工事収益	1,192	1,042	1,250	1,276	1,000	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360			
	(3)その他	76,089	74,764	64,504	81,826	82,242	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000			
	2.営業外収益	350,303	353,736	203,296	427,855	426,152	269,453	274,485	278,107	290,970	279,080			
	(1)補助金(利息他)	188,137	186,168	5,487	187,413	189,202	4,543	4,696	5,224	4,633	4,001			
	(2)長期前受金戻入	158,782	160,424	187,665	230,928	231,323	258,910	263,789	266,883	280,337	269,079			
収益的支出	(3)その他	3,384	7,144	10,144	9,514	5,627	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000			
	収 入 計	2,501,243	2,463,618	2,268,685	2,468,637	2,421,389	2,461,813	2,471,845	2,433,467	2,403,330	2,350,440			
	1.営業費用	2,035,255	1,995,010	2,088,732	2,143,371	2,166,238	2,180,825	2,190,640	2,218,991	2,257,229	2,267,112			
	(1)職員給与と費	224,974	233,015	229,113	264,898	239,776	250,402	253,548	231,874	241,167	236,429			
	(2)一般経費	1,154,101	1,090,089	1,118,611	1,025,400	1,046,641	1,041,680	1,006,680	1,000,680	1,000,680	1,000,680			
	(3)減価償却費	644,692	655,638	728,007	845,148	862,521	870,743	912,412	968,437	997,382	1,012,003			
	(4)資産減耗費	11,488	16,268	13,001	7,925	17,300	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000			
経常損益	2.営業外費用	236,217	233,323	49,231	240,458	241,960	51,278	52,882	57,296	55,326	53,519			
	(1)支払利息	50,411	48,397	48,834	58,729	58,768	50,778	52,382	56,796	54,826	53,019			
	(2)その他	185,806	184,926	397	181,729	183,192	500	500	500	500	500			
	支 出 計	2,271,472	2,228,333	2,137,963	2,383,829	2,408,198	2,232,103	2,243,522	2,276,287	2,312,555	2,320,631			
	経常損益	229,771	235,285	130,722	84,808	13,191	229,710	228,323	157,180	90,775	29,809			
	特別利益	764	308	1,525	0	0	0	0	0	0	0			
	特別損失	481	546	75	122	273	500	500	500	500	500			
当期利益又は損失	特別損益	283	-238	1,450	-122	-273	-500	-500	-500	-500	-500			
	当期利益又は損失	230,054	235,047	132,172	84,686	12,918	229,210	227,823	156,680	90,275	29,309			

(単位：千円)

資本的収支（4条）

年度 区分		決		算		値		推			測		値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 (改定年)	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度 (改定期間満了)			
資本的収入	1.企業債	949,300	1,013,400	421,900	143,900	87,000	607,200	897,400	215,900	216,600	208,900			
	(1)建設改良債	949,300	1,013,400	421,900	143,900	87,000	607,200	897,400	215,900	216,600	208,900			
	(2)その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	2.他会計出資金	61,401	120,092	127,863	119,823	153,103	78,956	118,260	62,000	0	0			
	3.他会計補助金	0	0	0	410,000	0	0	0	0	0	0			
	4.他会計負担金	13,574	12,493	19,798	83,543	133,245	141,344	140,033	148,976	155,331	142,491			
	5.国・都道府県補助金	143,819	647,602	77,796	22,000	60,000	98,200	69,200	205,400	82,400	24,200			
資本的支出	6.工事負担金	229,355	56,847	150,409	27,814	93,262	26,600	26,600	26,600	26,600	26,600			
	7.その他	0	0	0	138	0	0	0	0	0	0			
	収入計	1,397,449	1,850,434	797,766	807,218	526,610	952,300	1,251,493	658,876	480,931	402,191			
	1.建設改良費	1,635,641	2,938,366	1,092,807	601,120	1,423,497	1,490,716	1,915,670	1,316,870	883,394	689,882			
	(1)整備事業計画(7～8次)	1,462,584	2,648,696	881,661	301,533	815,071	758,200	1,319,200	559,140	562,700	497,120			
	(2)耐震化計画	0	0	0	0	200,000	145,000	43,500	461,500	0	0			
	(3)鉄管更新計画	0	0	0	0	36,000	146,600	111,600	104,400	128,400	0			
資本的支出	(4)上記以外	173,057	289,670	211,146	299,587	372,426	440,916	441,370	191,830	192,294	192,762			
	2.企業債償還金	443,084	492,593	462,153	530,782	522,238	507,881	483,772	557,149	587,492	581,074			
	3.その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	支出計	2,078,725	3,430,959	1,554,960	1,131,902	1,945,735	1,998,597	2,399,442	1,874,019	1,470,886	1,270,956			
	資本的収支不足額	681,276	1,580,525	757,194	324,684	1,419,125	1,046,297	1,147,949	1,215,143	989,955	868,765			
	1.損益勘定留保資金	497,807	512,061	554,022	335,115	1,172,457	611,833	648,623	701,554	717,045	742,924			
	2.繰越利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
補填財源	3.建設改良積立金処分額	82,749	359,399	0	0	0	0	292,232	416,508	204,632	72,696			
	4.減債・利益積立金処分額	0	492,593	125,234	0	143,305	323,139	54,382	12,000	12,000	8,000			
	5.繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	6.その他(消費税調整額等)	100,720	216,472	77,938	-10,431	103,363	111,325	152,712	85,081	56,278	45,145			
	計	681,276	1,580,525	757,194	324,684	1,419,125	1,046,297	1,147,949	1,215,143	989,955	868,765			
	年度末企業債残高	4,719,893	5,240,700	5,200,447	5,516,565	5,081,327	5,180,646	5,594,274	5,253,025	4,882,133	4,509,959			

(5) 整備事業（工事、業務委託内容）

（H27～R6年度：7次整備実績、／ R5～8年度：8次整備実績及び見込額）

第7次整備事業

平成27年度

（単位：円）

名称（工事名又は業務委託名）	特記事項	契約金額
7次施設		
丸山配水池場内配管整備工事設計業務委託		6,176,000
耐震性貯水槽整備工事設計業務委託		3,099,600
柿原浄水場中央監視制御施設更新設計業務修正業務委託		97,200
津島地区配水池外構更新工事	畑地・曲鳥・成・網代・荒樫 フェンス改良 5箇所	7,835,000
柿原浄水場場内整備工事	U字溝復旧ほか 一式	17,549,000
丸山配水池流出管止水板設置工事	止水板設置取外し 一式	1,134,000
柿原浄水場水質計器更新工事	PH・濁度・残塩計 一式	6,485,940
丸山配水池場内配管整備工事	場内整備 一式	63,207,000
柿原浄水場急速攪拌機（S系）更新改造工事	急速攪拌機 N=1基	3,952,800
計		109,536,540
7次管		
祝森配水管整備事業設計業務委託	石丸、祝森団地、鹿田団地配水管	4,860,000
津島町近家配水管整備事業設計業務委託	佐近谷、西本谷、行谷配水管	6,113,000
老朽管更新事業設計業務委託(4)	尻貝	9,623,000
津島町山財配水管整備事業設計業務委託	清重、大川原、風部配水管	4,079,000
三間町大藤配水管整備事業設計業務委託	大藤橋梁添架送水管、大藤配水管	4,616,000
宇和島市基幹管路耐震化計画策定業務	基幹管路耐震化計画策定	2,478,600
津島地区配水施設更新計画策定業務	配水施設更新計画策定	2,467,800
坂下津配水管整備事業設計業務委託	小福浦、大福浦、坂下津 1～3区配水管	5,099,000
吉田町法花津配水管整備事業設計業務委託	先新浜、和田、与村井配水管	3,335,000
津島町尻貝送配水管布設替工事に係る管路用地登記事務委託(2)		405,763
高串地区給水鉛管更新工事(3)	鉛管更新24か所	5,172,000
津島町嵐配水池配水管布設替工事	PEP φ 100 L=57m	6,685,000
津島町宗清送配水管布設替工事(2)	PEP φ 100 L=28m、DCIP-GX φ 75～200 L=25m	17,364,000
上保田配水管布設替工事(2)	PEP φ 50～150 L=402m	38,022,000
津島町家次（トンネル口）送配水管布設替工事	PEP φ 100 L=13m、DCIP-GX φ 200 L=164m	22,315,000
藤江一区配水管布設替工事	PEP φ 50～75 L=198m	15,969,000
津島町玉ヶ月連絡配水管布設工事	PEP φ 75 L=1,196m	48,331,000
丸山配水系重要施設耐震管布設工事（1工区）	DCIP-GX φ 75～250 L=608m	53,565,000
丸山配水系重要施設耐震管布設工事（2-2工区）	DCIP-GX φ 200 L=991m	51,503,000
津島町平井・漁家送配水管布設替工事	DCIP-GX φ 200 L=42m、PEP φ 75～100 L=22m	28,060,000
津島町清重・大川原配水管布設替工事	PEP φ 75～100 L=490m	28,702,000
賀古町他配水管布設替工事	PEP φ 100 L=509m	33,435,000
三間地区送水管添架替工事（則・大藤地区）	GX φ 200 L=75m	19,803,000
吉田町立間尻配水管布設替工事	PEP φ 75～150 L=223、SUS φ 200 L=14m	35,620,000
吉田町立間尻配水管布設替工事(2)	PEP φ 50～150 L=279m	27,899,000
小福浦配水管布設替工事	PEP φ 75 L=526m	19,869,000
長野浄水場内送配水管弁更新工事	不断水挿入仕切弁 φ 250～350 N=3基	10,994,000
丸山配水系重要施設耐震管布設工事（4工区）	DCIP-GX φ 100 L=117m	10,638,000
津島町小日提浜配水管布設替工事	PEP φ 50～75 L=101m	6,530,000
新町二丁目配水本管布設替工事	DCIP-GX φ 150～400 L=40m、PEP φ 100 L=13m	43,033,000
計		566,586,163
合 計		676,122,703
累 積		2,687,695,560

平成28年度

(単位：円)

名称（工事名又は業務委託名）	特記事項	契約金額
7次施設		
吉田地区配水池耐震診断業務	中組、石城、長谷、法花津配水池耐震診断	7,379,640
須ノ川配水池用地取得に係る相続調査資料作成業務		94,600
須ノ川配水池用地登記事務委託		486,000
愛南町水道用地分筆登記		67,500
三浦西配水池緊急遮断弁整備工事	緊急遮断弁 φ150 N=2基	28,880,000
柿原浄水場中央監視制御設備更新工事	中央監視制御設備 一式	106,520,000
丸山配水池緊急遮断装置整備工事	緊急遮断弁 一式	17,201,000
津島地区耐震性貯水槽整備工事	地上式V=30 1基、PEP φ75~150 L=356m	49,148,000
三間地区耐震性貯水槽整備工事	地上式V=60 1基、PEP φ150 L=172m	55,321,000
吉田地区耐震性貯水槽整備工事	地上式V=30 1基、PEP φ150 L=65m	43,816,000
津島地区配水池外構更新工事（2）	田之浜、長野、福浦 フェンス改良	3,060,000
柿原浄水場急速攪拌機（N系）更新改造工事	急速攪拌機 N=1基	3,952,800
柿原浄水場急速ろ過池（S系）表洗弁更新工事	ろ過池表洗弁 N=7台	3,812,400
柿原浄水場ろ過池表洗ポンプ更新工事	表洗ポンプ N=2台	7,668,000
柿原浄水場沈殿池汚泥引抜ポンプ更新工事	沈殿池汚泥引抜ポンプ N=2台	11,340,000
計		338,746,940
7次管		
津島町嵐系下灘地区送水管布設替詳細設計業務委託	φ100以下 L=7,500m未満	9,255,000
吉田町立間地区送水管布設替詳細設計業務委託	φ300 L=3800m未満、9橋添加設計	15,601,000
宇和島地区基幹管路布設替詳細設計業務委託	配水本管 φ400 L=2300m未満	11,361,000
津島町嵐系由良地区送水管布設替詳細設計業務委託	φ100以下 L=7500m未満	9,960,000
津島町嵐系送水管布設替に伴う推進工詳細設計業務委託	推進工詳細設計、ボアリング調査	5,790,000
宇和津町送水管布設替工事	PEP φ100~150 L=337m	51,005,000
三間町大藤配水管布設替工事（1工区）	PEP φ50~150 L=760m	44,319,000
津島町国永送水管布設替工事	PEP φ75~100L=610m	43,053,000
津島町家次送水管布設替工事(2)	PEP φ75~150 L=359m	50,553,000
石丸配水管布設替工事	PEP φ50~100 L=692m	36,360,000
津島町国延送水管布設替工事	DCIP-GX φ200 L=14m、PEP φ50~100 L=27m	14,550,000
吉田町先新浜配水管布設替工事	PEP φ50~100 L=609m	31,948,000
大福浦配水管布設替工事	PEP φ50~75 L=438m	27,591,000
丸之内三丁目配水管布設替工事	PEP φ75 L=149m	10,139,000
津島町佐近谷二配水管布設替工事	PEP φ75 L=397m	15,360,000
高串地区給水鉛管更新工事(4)	給水鉛管更新 N=19箇所	4,339,000
妙典寺前神越橋配水管添架替工事	PEP φ75 L=16m	3,382,000
吉田町小名配水管布設替工事	PEP φ50 L=110m	4,674,000
津島町行谷・本谷配水管布設替工事	PEP φ50~100 L=1,046m	46,238,000
津島町稲中配水管布設替工事	PEP φ50~100 L=742m	34,390,000
愛南町平簗送水管布設替工事	PEP φ100 L=310m、DCIP-K φ100 L=1m	19,994,000
計		489,862,000
合 計		828,608,940
累 積		3,516,304,500

平成29年度

(単位：円)

名称（工事名又は業務委託名）	特記事項	契約金額
7次施設		
宇和島地区配水池耐震診断業務	保田、高串、愛宕、保手配水池	8,646,000
柿原浄水場フロキュレータ他更新工事設計業務委託	フロキュレータ更新、送水ポンプ（柿原・宮下）更新、詳細設計	2,441,000
須ノ川配水池外構更新工事	擁壁工ほか L=30m	9,122,000
宮下浄水場他残留塩素計更新工事	残留塩素計更新 N=5箇所	14,837,469

丸山配水池他計装電源更新工事	丸山、城山配水池直流電源盤 一式	17,280,000
柿原浄水場他濁度計更新工事	濁度計 N=5台、PH計 N=1台	18,740,000
大河内調整池電気計装設備更新工事	計装盤ほか 一式	15,407,000
柿原浄水場受配電設備マルチリレー更新工事	マルチリレー更新 N=16台	22,680,000
保手配水池他配水流量計更新工事	保手、光満、上光満高区配水池 N= 3 基	12,576,000
三浦西配水池外構更新工事	防護柵 L=46m	2,238,000
柿原浄水場中央監視制御設備更新工事	監視制御装置ほか 1 式	269,320,000
計		393,287,469
7 次管		
和霊東町他配水管整備事業設計業務委託		6,156,000
佐伯町他配水管整備事業設計業務委託	配水管 φ 50～100 L=1,290m	5,819,000
榑形町配水管整備事業設計業務委託	配水管 φ 50～100 L=863m	4,445,000
薬師谷配水管整備事業設計業務委託	配水管 φ 50～100 L=2,189m	9,721,000
大浦二・三区配水管整備事業設計業務委託		7,440,000
吉田町本町～知永配水管整備事業設計業務委託		10,554,000
吉田町雪森～小名配水管整備事業設計業務委託		7,315,000
津島町国永管路用地補修工事	止壁工 L=13.50m	162,000
吉田町医王寺下配水管布設替工事	PEP φ 75 L=164m	10,232,000
三間町大藤配水管布設替工事（2 工区）	PEP φ 75～150 L=910m	48,650,000
津島町大川原配水管布設替工事(1)	PEP φ 50～75 L=538m	22,937,000
津島町大川原配水管布設替工事(2)	PEP φ 50～75 L=665m	26,080,000
祝森団地配水管布設替工事	PEP φ 50～75 L=729m	41,578,000
坂下津二・三区配水管布設替工事	PEP φ 50～100 L=817m	42,326,000
三間町土居垣内配水管布設替工事	PEP φ 100 L=240m	15,897,000
吉田町和田・与村井配水管布設替工事	PEP φ 50～100 L=964m	53,033,000
正尺橋元国道横断配水管布設替工事	PEP φ 150 L=41m	7,509,000
高串地区給水鉛管更新工事(5)	給水鉛管更新 N=15箇所	4,770,000
光満地区給水鉛管更新工事	給水鉛管更新 N=20箇所	4,303,000
和霊東町一丁目～天神町配水管布設替工事	PEP φ 50～100 L=308m	21,877,000
知永高串連絡配水管布設替工事	PEP φ 75～100 L=306m	14,207,000
京町他配水管布設替工事	PEP φ 50～100 L=270m	26,220,000
丸山配水系重要施設給水管切替工事	重要施設給水管 N=5箇所	1,933,000
宇和島地区基幹管路更新工事(1)	DCIP-GX φ 100～400 L=262m	64,608,000
計		457,772,000
合 計		851,059,469
累 積		4,367,363,969

平成30年度

(単位：円)

名称（工事名又は業務委託名）	特記事項	契約金額
7 次施設		
柿原浄水場自家発電施設更新工事設計業務委託		1,782,000
柿原浄水場フロキュレータ（S 1 系）更新工事	フロキュレータ N=3基	103,109,000
柿原浄水場送水ポンプ更新工事(1)	送水ポンプ N=1台 電動制水弁 N=1台	21,988,000
柿原浄水場沈殿池汚泥引抜弁（S 1 系）更新工事	沈殿池汚泥引抜弁 N= 4 基	12,948,000
柿原浄水場急速ろ過池（N 系）表洗弁更新工事	ろ過池表洗弁 N= 6 台	4,198,000
計		144,025,000
7 次管		
堀端町・丸之内配水管整備事業設計業務委託	φ 50～100 L=1,236m	4,536,000
津島町増穂配水管整備事業設計業務委託	φ 50～150 L=2,560m、橋梁 1 橋	6,873,000
津島町保木・遠近配水管整備事業設計業務委託	φ 100 L=1,820m、橋梁 3 橋	9,261,000
津島町於泥配水管整備事業設計業務委託	φ 50～150 L=1,350m、橋梁 4 橋	12,205,000
寄松五郎丸配水管整備事業設計業務委託		11,182,000

三間町成家配水区配水管整備事業設計業務委託		11,784,000
吉田町立間尻配水管整備事業設計業務委託		5,263,000
佐伯町二丁目配水管布設替工事	PEP φ 50～100 L=487m	37,520,000
津島町後配水管布設替工事	PEP φ 75 L=153m	7,917,000
津島町曲烏減菌施設送水管バイパス工事	DCIP-GX φ 200 L=27m	10,033,000
津島町岩松配水池送水管不断水仕切弁設置工事	不断水挿入仕切弁 φ 200～250 N= 2 基	4,893,000
三間町則送配水管路用地復旧工事	土留擁壁工 N=4基 L= 25.3m	2,286,000
下波東送水管不断水仕切弁設置工事	不断水挿入仕切弁 φ 150～250 N= 2 基	5,329,000
三間町兼近配水管布設替工事	PEP φ 75 L=169m	7,473,000
大浦西団地配水管布設替工事(1)	PEP φ 75 L=129m	9,140,000
計		145,695,000
合 計		289,720,000
累 積		4,657,083,969

平成31年度

(単位：円)

名称（工事名又は業務委託名）	特記事項	契約金額
7 次施設		
津島地区配水池耐震診断業務	長野・岩松・横浦配水池、嵐調整池	7,820,000
柿原浄水場土石流対策事業調査設計業務	薬品沈殿地・急速ろ過池防護	10,688,000
市内主要施設無停電化基本設計業務		11,715,000
柿原浄水場自家発電施設更新工事設計業務(2)		4,647,000
柿原浄水場沈殿池汚泥引抜弁（S 2 系）更新工事	S 2 系汚泥引抜弁更新 N= 4 基	16,390,000
柿原浄水場フロキュレータ（S 2 系）更新工事	フロキュレータ N=3基	123,474,000
柿原浄水場送水ポンプ更新工事(2)	送水ポンプ N=1基	29,674,000
計		204,408,000
7 次管		
北宇和島町配水管整備事業設計業務	DCIP-GX φ 75 L=700m	3,456,000
寄松配水管整備事業設計業務	DCIP-GX φ 75 L=900m	5,053,000
津島町小祝配水管整備事業設計業務		10,529,000
矢ヶ浜～戸島～嘉島地区海底送水管布設替事業設計業務		77,736,000
寄松五郎丸配水管布設替工事(1)	PEP φ 50～100 L=552m	44,343,000
和霊町西通一区配水管布設替工事(1)	PEP φ 50～100 L=292m	29,293,000
寄松配水管布設替工事	PEP φ 100 L=5m	5,688,000
坂下津三区配水管布設替工事(1)	PEP φ 75～100 L=773m	46,680,000
吉田町与村井配水管布設工事	PEP φ 75 L=98m	5,410,740
家藤国道横断配水管布設替工事	PEP φ 150 L=28m	13,908,000
吉田町奥白井谷配水管布設替工事	PEP φ 50 L= 208m	12,204,000
北宇和島町配水管布設替工事	DCIP φ 150 L=62m、PEP φ 75～100 L= 580m	36,925,000
大浦地区給水鉛管更新工事	給水鉛管更新 N=24箇所	5,617,000
光満地区給水鉛管更新工事(2)	給水鉛管更新 N=16箇所	5,922,000
計		302,764,740
合 計		507,172,740
累 積		5,164,256,709

令和 2 年度

(単位：円)

名称（工事名又は業務委託名）	特記事項	契約金額
7 次施設		
津島・宇和海地区配水池耐震診断業務	岩渕・国永・平井・遊子配水池	8,123,000
柿原浄水場活性炭注入設備更新設計業務	活性炭注入設備一式	8,217,000
宮下浄水場施設更新事業設計業務		34,229,000
柿原浄水場自家発電装置更新工事に伴う施工監理業務	施工監理業務	7,370,000
柿原浄水場フロキュレータ（N系）更新工事	フロキュレータ N=3基	130,654,000

柿原浄水場土石流対策工事	重力式擁壁 V=208m ³ L=218m	27,870,000
長谷浄水場送水ポンプ更新工事	送水ポンプ N=2基	3,522,200
三浦西配水池配水残留塩素計更新工事	残留塩素計 N=1基	3,888,966
柿原浄水場自家発電装置更新工事	自家発電装置一式	260,790,000
柿原浄水場送水流量計更新工事	超音波流量計 N=1基	7,329,980
柿原浄水場送水ポンプ更新工事(3)	送水ポンプ N=1基	22,479,000
柿原浄水場沈殿池汚泥引抜弁(N系)更新工事	沈殿池汚泥引抜弁 N=4台	19,883,000
柿原浄水場内監視カメラ更新工事	監視カメラシステム 一式	2,012,000
計		536,368,146
7次管		
宇和海地区送配水管整備事業設計業務	送水φ200・250 L=135m、配水φ100・150 L=135m	6,248,000
坂下津戎山・栄町港配水管整備事業設計業務	φ75～100 L=1504m、案件数 N=3	5,721,000
藤江・高串配水管整備事業設計業務	φ50～100 L=1189m、案件数 N=3	4,900,000
丸之内送配水管整備事業設計業務		12,971,000
津島町平井配水管整備事業設計業務	PEPφ50～100 L=1677m、DCIP-GXφ75・200 L=270m	7,168,000
吉田町医王寺下配水管整備事業設計業務	PEPφ50 L=139m、DCIP-GXφ75～200 L=838m 水管橋 N=2橋	7,493,000
坂下津一区配水管移設工事設計業務委託料		2,365,000
和霊町西通一区配水管布設替工事(2)	PEPφ50～100 L=497m	43,033,000
宇和島地区基幹管路更新工事(2)	DCIP φ100～400 L=444m	178,725,000
津島町曲烏配水管布設替工事	PEPφ100 L=337m	23,400,000
津島町小祝配水管布設替工事(1)	DCIP φ75 L=511m、PEPφ50 L=116m	45,626,000
下波東配水管布設替工事	PEPφ50 L=110m	3,870,000
寄松五郎丸配水管布設替工事(2)	PEPφ50～100 L=658m	50,876,000
津島町風部配水管布設替工事(1)	PEPφ75 L=537m	21,436,000
高串配水管布設工事	DCIP φ150 L=3m、PEPφ75 L=297m	29,371,000
津島町小祝配水管布設替工事(2)	DCIP φ75 L=253m、PEPφ50～75 L=60m	28,750,000
津島町風部配水管布設替工事(2)	PEPφ50～75 L=600m	36,521,000
三間町大藤配水管布設替工事(3工区)	PEPφ50～150 L=877m	54,283,000
津島町近家公園橋送配水管架設替工事	DCIPφ150～250 L=77m、PEPφ75～150 L=13m	30,624,000
川内一区配水管布設替工事(1工区)	PEPφ75～100 L=199m	12,642,000
吉田町小名～白浦配水管布設替工事	DCIPφ75～150 L=807m、PEPφ50～150 L=49m	61,237,000
大浦地区給水鉛管更新工事(3)	給水鉛管更新 N=25箇所	5,103,000
大浦地区給水鉛管更新工事(2)	給水鉛管更新 N=24箇所	5,515,000
計		677,878,000
合 計		1,214,246,146
累 積		6,378,502,855

令和3年度

(単位：円)

名称(工事名又は業務委託名)	特記事項	契約金額
7次施設		
宇和島・三間地区配水池耐震診断業務	祝森、薬師谷、元宗、成家	8,260,000
津島地区中央監視設備基本設計業務	中央監視設備基本設計 一式	3,828,000
柿原浄水場送水ポンプ電気設備更新工事	送水ポンプ現場操作盤	31,029,900
柿原浄水場活性炭注入設備更新工事	活性炭注入設備一式	299,351,000
宮下浄水場施設更新工事に伴う施工監理業務(送水ポンプ施設)	施工監理業務	36,006,000
宮下浄水場送水ポンプ棟更新工事【建築】	送水ポンプ棟(新築)一式	73,150,000
宮下浄水場場内配管・ポンプ井更新工事【配管・土木】	ポンプ井築造工1式、場内配管 L=195m	292,347,000
宮下浄水場中央監視設備更新工事【電気通信設備】	電気通信設備一式	55,000,000
宮下浄水場電気設備更新工事【電気設備】	電気設備一式	195,576,000
計		994,547,900
7次管		
戸島送配水管整備事業設計業務	戸島地区配水管	14,298,000

津島町御槇地区配水管整備事業設計業務	φ 50～100 L=3,130m	15,670,000
津島町須下配水管整備事業設計業務	φ 100 L=2,455m	8,257,000
吉田町知永配水管布設替工事	PEP φ 50～100 L=581m	42,197,000
津島町小祝配水管布設替工事(3)	PEP φ 50～75 L=1,019m	36,728,000
宇和島地区基幹管路更新工事(3)	DCIP-GX φ 250～400 L=513m	95,219,000
津島地区（嵐系由良）基幹管路更新工事(1)	PEP φ 100～150 WED φ 50～75 L=1406m	75,325,000
寄松五郎丸配水管布設替工事(3)	PEP φ 50～100 L=285m	19,643,000
吉田町医王寺下配水管布設替工事	DCIP-GX φ 75～100 L=822m、PEP φ L=146m	80,152,000
津島町針木配水管布設替工事	PEP φ 50～75 L=145m	16,565,000
津島町小祝配水管布設替工事(4)	DCIP-NS (E) φ 75 L=97m、PEP φ 50 L=744m	36,424,000
三間町是能配水管布設替工事	PEP φ 100～150 L=354m	27,853,000
大浦地区給水鉛管更新工事(4)	PEP φ 50～75 L=164m、給水鉛管更新 N=9 か所	16,270,000
須賀通他配水管布設替工事	PEP φ 75～100 L=380m	37,043,000
丸之内一・二丁目配水管布設替工事	PEP φ 50～150 L=764m	84,407,000
計		606,051,000
合 計		1,600,598,900
累 積		7,979,101,755

令和 4 年度

(単位：円)

名称（工事名又は業務委託名）	特記事項	契約金額
7 次施設		
津島地区配水池耐震診断業務	家次、尻貝、嵐、畑地	5,983,000
津島地区中央監視設備詳細設計業務	中央監視設備詳細設計 一式	12,945,000
宮下浄水場機械設備更新工事【機械設備】	送水ポンプ N=3台、真空ポンプ N=2台	130,356,000
計		149,284,000
7 次管		
宇和島地区基幹管路更新工事に伴う家屋事前調査	地盤変動影響調査等	8,812,000
三間町元宗配水区配水管整備事業設計業務	φ 100～150 L=2,400m	9,208,000
戸島地区送配水管布設替工事(1)	DCIP-GX L=1,093m、PEP L=1,227m	278,370,000
戸島地区送配水管布設替工事(2)	DCIP φ 50～75 L=534m、PEP φ 50～75 L=250m	93,866,000
宇和島地区基幹管路更新工事(4)	DCIP-GX L=424m、PEP L=128m	233,997,000
津島地区（嵐系由良）基幹管路更新工事(2)	PEP・WED φ 100ほか L=1400m	82,264,000
吉田町鶴間配水管布設替工事	PEP φ 75 L=33m	8,330,000
矢ヶ浜～戸島～嘉島海底送水管更新工事	外装付ポリエチレン管 L=4,800m	1,458,289,000
三間町土居中配水管布設替工事	PEP φ 50～150 L=285m	29,117,000
津島町畑地配水管布設替工事	DCIP-GX φ 75 L=9m、PEP φ 75 L=313m	16,908,000
矢ヶ浜～戸島～嘉島海底送水管更新工事に伴う護岸工事	護岸一式	12,100,000
御殿町給水鉛管更新工事(1)	給水鉛管更新 N=17か所	4,726,000
津島町須下配水管布設替工事	PEP φ 100 L=330m	24,310,000
御殿町給水鉛管更新工事(2)	給水鉛管更新 N=10か所	3,571,000
川内一区配水管布設替工事（2 工区）	PEP φ 75～100 L=172m	9,540,000
計		2,273,408,000
合 計		2,422,692,000
累 積		10,401,793,755

令和 5 年度

(単位：円)

名称（工事名又は業務委託名）	特記事項	契約金額
7 次施設		
宮下浄水場施設更新工事に伴う施工監理業務（自家発電装置新設）	施工監理業務	26,141,000
宮下浄水場自家発電装置新設工事【建築】	自家発電装棟、燃料タンク基礎	31,541,000
宮下浄水場自家発電装置新設工事【電気設備】	非常用発電機、排気消音機、屋外タンク	193,619,000
宮下浄水場自家発電装置新設工事【電気通信設備】	テレメータ盤一式	23,100,000

宮下浄水場場内整備工事	場内配管一式	50,412,000
計		324,813,000
7 次管		
宇和島地区基幹管路更新工事に伴う家屋事後調査	地盤変動影響調査等	3,040,000
宇和島市水管橋点検業務	水管橋点検 N=66か所	10,400,000
津島町柿之浦送水管布設替工事	DCIP-GX φ 150 L=37m、φ 75 L=1m	37,053,000
津島地区（嵐系由良）基幹管路更新工事(3)	WED φ 75 L=1,279m	70,352,000
宇和島地区基幹管路更新工事(5)	DCIP-GX φ 200～400 L=666m	145,807,000
津島町御模配水管布設替工事（1工区）	PEP φ 150 L=992m、PEP φ 100 L=98m	81,733,000
保田配水管布設替工事	PEP φ 100 L=123m、UV L=30m、φ 50 L=6m	16,249,000
丸之内三丁目他送配水管布設替工事	DCIP-GX φ 450 L=47m、φ 250 L=551m	371,494,000
保田給水鉛管更新工事	給水鉛管更新 N=15か所	5,785,000
築地町給水鉛管更新工事	給水鉛管更新 N=10か所	3,433,000
計		745,346,000
合 計		1,070,159,000
累 積		11,471,952,755

令和 6 年度

(単位：円)

名称（工事名又は業務委託名）	特記事項	契約金額
7 次管		
津島町御模配水管布設替工事（3工区）	PEP φ 150 L=1014m、PEP φ 75 L=12m	92,202,000
計		92,202,000
合 計		92,202,000
累 積		11,564,154,755

第 8 次整備事業

令和 5 年度

(単位：円)

名称（工事名又は業務委託名）	特記事項	契約金額
8 次管		
津島地区（嵐系由良）基幹管路更新工事(4)	PEP φ 75 L=1114m	63,441,000
計		63,441,000
合 計		63,441,000
累 積		63,441,000

令和 6 年度

(単位：円)

名称（工事名又は業務委託名）	特記事項	契約金額
8 次施設		
災害対策電源切替設備詳細設計業務	保田・祝森ポンプ場 自家発電機接続盤・受電切替盤	6,468,000
災害対策電源切替設備設置工事	水道局庁舎 自家発電機接続盤・受電切替盤	19,889,000
計		26,357,000
8 次管		
和霊元町一丁目配水管布設替工事	PEP φ 100 L=11m、PEP φ 50 L=104m	29,858,000
明倫町給水鉛管更新工事(1)	給水鉛管更新 N=23か所	6,981,000
明倫町給水鉛管更新工事(2)	給水鉛管更新 N=19か所	4,592,000
住吉町配水管布設替工事	DCIP-GX φ 200 L=224m、PEP φ 100 L=116m	45,985,000
津島地区（嵐系由良）基幹管路更新工事(5)	PEP φ 75 L=1201m、PEP φ 50 L=2m	78,571,000
計		165,987,000
合 計		192,344,000
累 積		255,785,000

令和7年度

(単位：円)

名称（工事名又は業務委託名）	特記事項	契約金額
8次施設		
災害対策電源切替設備設置工事(2)	保田・祝森ポンプ場 自家発電機接続盤・受電切替盤	15,154,000
計		15,154,000
8次管		
津島町曲烏送水管布設替工事設計業務	津島町曲烏送水管	7,048,000
柿原・宮下導水施設他耐震設計業務（管路）	柿原浄水場、宮下井戸導水管	14,731,000
柿原浄水場導水管更新工事に伴う試掘調査業務	柿原浄水場導水管	1,765,000
三間町金銅配水管布設替工事(1)	PEPφ75 L=594m、PEPφ50 L=6m	49,248,000
津島町面浦送配水管布設替工事	DCIP-GXφ200 L=23m、PEPφ100 L=21m	26,723,000
津島町木浦松送配水管布設替工事	DCIP-GXφ200 L=31m、PEPφ100 L=26m	33,475,000
津島町曲烏送水管布設替工事	DCIP-GXφ200 L=271m	70,165,000
計		203,155,000
合 計		218,309,000
累 積		474,094,000

令和8年度

(単位：円)

名称（工事名又は業務委託名）	特記事項	現契又は予算額
8次施設		
宮下導水施設耐震設計業務	宮下1号・2号井戸 取水施設浅井戸更新・撤去	30,516,420
津島・宇和海地区中央監視制御設備工事 施工監理業務	中央監視制御設備更新 施工監理	6,983,361
災害対策電源切替設備設置工事(3)	宮下3号・4号井戸 自家発電機接続盤・受電切替盤	12,891,230
津島・宇和海地区中央監視制御設備更新工事	中央監視制御設備更新	432,234,000
計		482,625,011
8次管		
宇和島地区鋳鉄管更新設計業務	御殿町他 設計測量	33,225,280
津島町御槓配水管布設替工事(3-2工区)	PEPφ150 L=272m	40,000,000
三間町金銅配水管布設替工事(2)	PEPφ100 L=572m、φ75 L=5m、φ50 L=2m	43,480,800
給水鉛管更新工事（築地町）	給水鉛管更新 N=14か所	4,119,317
給水鉛管更新工事（大浦）	給水鉛管更新 N=19か所	3,668,234
川内一区配水管布設替工事（3工区）	PEPφ100 L=84m、φ75 L=150m、φ50 L=11m	15,386,230
津島町(嵐系下灘)基幹管路更新工事(1)	WEDφ100 L=489m、DCIP-GXφ100 L=16m	39,792,112
宮下4号井導水管更新工事	PEPφ150 L=517m、DCIP-GXφ200 L=12m	49,573,892
計		229,245,865
合 計		711,870,876
累 積		1,185,964,876

損益計算書比較表

(単位：円)

項目	R3	R4	R5	R6	R7
1. 営業収益	2,203,447,802	2,150,939,541	2,143,793,051	2,065,388,925	2,040,782,194
(1) 給水収益	2,120,315,684	2,073,658,800	2,034,075,839	1,999,634,859	1,957,679,826
(2) 受託工事収益	1,632,000	1,192,000	1,042,000	1,250,000	1,276,000
(3) その他営業収益	81,500,118	76,088,741	108,675,212	64,504,066	81,826,368
2. 営業費用	2,024,480,940	2,035,255,095	2,028,921,496	2,088,732,068	2,143,371,032
(1) 原水及び浄水費	731,891,768	808,598,822	744,654,393	756,415,946	745,157,788
(2) 配水及び給水費	316,568,417	319,470,747	319,044,464	331,651,348	294,467,150
(3) 受託工事費	210,152	111,479	0	0	0
(4) 業務費	155,793,873	139,236,271	142,972,407	148,942,341	151,963,120
(5) 総係費	122,032,720	111,657,896	150,344,647	110,714,436	98,710,323
(6) 減価償却費	688,597,261	644,692,347	655,637,982	728,006,624	845,147,989
(7) 資産減耗費	9,386,749	11,487,533	16,267,603	13,001,373	7,924,662
(8) その他営業費用	0	0	0	0	0
営業利益	178,966,862	115,684,446	114,871,555	△ 23,343,143	△ 102,588,838
3. 営業外収益	183,220,155	350,303,253	353,736,197	203,296,342	427,854,999
(1) 受取利息及び配当金	312,500	230,532	83,333	331,000	2,194,774
(2) 他会計補助金	2,096,000	1,590,000	1,600,000	1,560,000	2,390,000
(3) 長期前受金戻入	174,592,138	158,781,948	160,423,549	187,664,980	230,928,585
(4) 雑収益	2,610,517	3,154,210	7,061,039	9,813,362	7,318,691
(5) 他会計負担金	3,609,000	186,546,563	184,568,276	3,927,000	185,022,949
4. 営業外費用	60,463,515	236,217,116	233,322,869	49,231,144	240,457,649
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	55,150,186	50,410,895	48,396,666	48,833,619	58,728,819
(2) 雑支出	5,313,329	185,806,221	184,926,203	397,525	181,728,830
経常利益	301,723,502	229,770,583	235,284,883	130,722,055	84,808,512
5. 特別利益	595,783	764,244	307,909	1,525,295	0
(1) 固定資産売却益	0	0	0	0	0
(2) 過年度損益修正益	595,783	764,244	307,909	1,525,295	0
(3) その他特別利益	0	0	0	0	0
6. 特別損失	1,014,695	481,181	545,605	75,525	122,635
(1) 災害による損失	0	0	0	0	0
(2) 過年度損益修正損	1,014,695	481,181	545,605	75,525	122,635
(3) その他特別損失	0	0	0	0	0
当年度純利益	301,304,590	230,053,646	235,047,187	132,171,825	84,685,877
前年度繰越利益剰余金	0	0	0	0	0
未処分利益剰余金変動額	833,806,010	82,749,459	851,992,007	125,234,125	126,856,085
当年度未処分利益剰余金	1,135,110,600	312,803,105	1,087,039,194	257,405,950	211,541,962

水道局職員の「平均年齢」及び「平均勤続年数」

		R3年度末	R4 年度末	R5 年度末	R6 年度末	R7年度末
事務職	正職員数	11	10	10	9	9
	平均年齢	43歳5か月	44歳3か月	45歳10か月	43歳 6か月	41歳 3か月
	平均勤続年数	19年3か月	21年8か月	22年0か月	20年 5か月	17年 11か月
技術職	正職員数	21	21	21	19	21
	平均年齢	48歳2か月	48歳9か月	48歳8か月	50歳 2か月	50歳 0か月
	平均勤続年数	24年9か月	25年6か月	25年3か月	26年 11か月	24年 10か月
合計	正職員数	32	31	31	28	30
	平均年齢	46歳6か月	47歳4か月	47歳9か月	48歳 1か月	47歳 4か月
	平均勤続年数	22年10か月	24年3か月	24年2か月	24年 10か月	22年 9か月

※会計年度任用職員は含まない

※局長は事務職に含む

宇和島市上水道事業 経営分析表

区 分		算 式	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R6			
														類団平均	全国平均		
1 事業の概要																	
(1) 普及率	(%)	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$	95.0	100.6	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.5	96.8	94.7		
(2) 平均有収水量	(l)	$\frac{\text{1日平均有収水量}}{\text{現在給水人口}}$	312.7	312.8	313.0	291.8	307.4	313.6	312.7	311.5	310.4	312.8	312.4	316.6	294.4		
(3) 有形固定資産減価償却率	(%)	$\frac{\text{有形固定資産減価償却費累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	57.3	55.6	55.3	57.1	58.9	59.1	59.2	59.1	55.5	55.7	56.3	52.9	52.4		
2 施設の効率性																	
60																	
(1) 施設利用率	(%)	$\frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$	61.4	51.3	50.7	49.5	49.7	47.4	46.2	45.0	44.3	43.6	42.6	51.0	60.2		
(2) 有収率	(%)	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$	84.1	83.8	83.2	78.0	80.4	84.3	84.4	84.5	83.7	83.7	83.7	80.3	89.2		
(3) 配水管使用効率	(㎡ / m)	$\frac{\text{年間総配水量}}{\text{導送配水管延長}}$	14.0	12.4	12.2	12.0	12.0	11.4	11.0	10.7	10.4	10.2	9.7	10.4	19.4		
3 施設の効率性																	
107																	
生産性	総収支比率	(%)	$\frac{\text{総 収 益}}{\text{総 費 用}} \times 100$	114.7	119.6	120.8	110.5	115.3	117.1	114.5	110.1	110.4	106.2	103.6	102.7	107.3	
	(1) 経常収支比率	(%)	$\frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$	114.6	119.6	120.7	114.1	114.9	117.0	114.5	110.1	110.4	106.1	103.6	102.8	107.3	
	営業収支比率	(%)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$	112.3	114.6	114.3	108.2	108.1	110.6	108.8	105.6	105.6	98.8	95.2	87.8	97.4	
	(2) 累積欠損金比率	(%)	$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	
	(3) 繰入金比率	(%)	$\frac{\text{損益勘定繰入金}}{\text{収益的収入}} \times 100$	0.3	0.5	0.6	0.7	1.0	0.5	0.3	0.4	0.3	0.2	0.3	4.3	2.2	
		(%)	$\frac{\text{資本勘定繰入金}}{\text{資本的収入}} \times 100$	14.0	18.7	10.3	31.9	8.9	8.9	14.2	5.4	7.2	18.5	76.0	25.8	11.6	
	(4) 職員一人当たりの給水人口	(人)	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{収益勘定所属職員数}}$	2,551.7	2,532.9	2,566.7	2,438.7	2,749.6	2,511.4	2,374.7	2,407.3	2,355.9	2,380.4	1,762.2	2,544.9	3,411.8	
		職員一人当たりの有収水量	(㎡)	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{収益勘定所属職員数}}$	292,013.3	289,174.2	293,261.2	259,754.2	309,360.4	287,468.8	271,069.2	273,744.9	267,651.9	271,798.8	200,961.2	294,107.6	366,602.9
		職員一人当たりの給水収益	(千円)	$\frac{\text{給水収益}}{\text{収益勘定所属職員数}}$	69,411.9	74,556.0	76,767.6	68,480.9	80,958.0	74,808.1	70,677.2	71,505.5	70,140.5	71,415.5	52,910.3	61,195.4	64,991.2
		職員給与費対営業収益比率	(%)	$\frac{\text{職員給与費}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	14.1	12.1	10.9	12.3	13.6	10.5	10.9	10.5	12.5	11.1	13.0	10.8	11.3
(5) ず給る水割合に對	職員給与と費	(%)	$\frac{\text{職員給与費}}{\text{給水収益}} \times 100$	14.8	12.6	11.2	13.1	14.5	10.9	11.4	10.8	13.1	11.5	13.5	11.0	12.0	
	企業債利息	(%)	$\frac{\text{支払利息}}{\text{給水収益}} \times 100$	4.4	3.9	3.6	3.6	3.1	2.8	2.6	2.4	2.4	3.0	6.2	3.1		
	減価償却費	(%)	$\frac{\text{減価償却費}}{\text{給水収益}} \times 100$	32.6	33.4	33.4	36.9	34.5	33.8	32.5	31.1	32.2	36.4	43.2	60.1	40.2	
	(6) 給水原価	(円 / ㎡)	$\frac{\text{〔経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入〕}}{\text{年間総有収水量}}$	216.2	219.8	220.9	244.7	241.8	228.3	234.9	244.9	249.2	256.2	267.4	221.9	181.7	
料金回収率等	供給単価	(円 / ㎡)	$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$	237.7	257.8	261.8	263.6	261.7	260.2	260.7	261.2	262.1	262.8	263.3	208.1	177.3	
	料金回収率	(%)	$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$	110.0	117.3	118.5	107.7	108.2	114.0	111.0	106.7	105.1	102.5	98.5	93.8	97.6	
	1ヶ月20㎡当たりの家庭用料金	(円)		4,212	4,212	4,745	4,745	4,833	4,833	4,833	4,833	4,833	4,833	4,073	3,374		
	(7) 最大稼働率	(%)	$\frac{\text{一日最大配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$	73.8	59.5	58.7	57.1	56.6	58.7	52.6	52.0	49.1	49.3	47.2	57.0	66.9	
(8) 負荷率	(%)	$\frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日最大配水量}} \times 100$	83.1	86.3	86.4	86.6	87.8	80.7	87.9	86.5	90.3	88.5	90.3	89.5	90.0		
4 財務の状況																	
(1) 当座比率	(%)	$\frac{\text{現金預金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$	354.1	354.7	368.9	373.6	439.0	469.8	341.8	385.6	263.2	259.9	328.6	200.3	224.1		
(2) 自己資本構成比率	(%)	$\frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	63.9	65.3	66.5	68.2	69.8	71.8	72.0	70.7	69.7	70.5	72.5	70.6	73.2		
(3) 固定資産対長期資本比率	(%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定負債} + \text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}} \times 100$	89.3	89.1	88.1	87.6	85.8	85.3	88.6	88.4	92.4	92.9	89.9	94.2	93.2		
(4) 固定資産構成比率	(%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} + \text{繰延勘定}} \times 100$	85.8	85.5	84.4	83.8	82.4	82.3	84.9	85.0	88.9	89.3	86.3	89.3	88.9		
(5) 固定負債構成比率	(%)	$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債・資本合計}} \times 100$	32.1	30.7	29.3	27.5	26.2	24.7	23.8	25.5	26.5	25.6	23.4	24.2	22.2		
5 費用に関する指標																	
(1) 資本費	(円 / ㎡)	$\frac{\text{支払利息} + \text{減価償却費} + \text{受水中の資本費} - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$	81.4	90.8	84.8	94.2	86.8	83.6	81.0	75.2	79.4	87.0	95.6	106.1	74.9		
(2) 利子負担率	(%)	$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{企業債} + \text{長期借入金} + \text{一時借入金}} \times 100$	1.9	1.7	1.6	1.6	1.5	1.4	1.3	1.1	0.9	0.9	1.1	1.3	1.2		

区 分	算 式	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R4	
													類団平均	全国平均
6 その他の情報														
(1) 給水人口 (人)		76,550	78,520	77,000	75,600	74,240	72,830	71,240	69,813	68,320	66,650	65,200	—	—
(2) 給水戸数 (戸)		36,291	37,866	37,672	37,406	36,966	36,754	36,535	36,322	36,140	35,837	35,581	—	—
(3) 有収水量 (千㎡)		8,760	8,964	8,798	8,052	8,353	8,337	8,132	7,939	7,762	7,610	7,436	—	—
(4) 企業債残高 (千円)		4,903,908	5,304,496	5,161,435	4,707,499	4,503,635	4,304,025	4,213,677	4,719,893	5,240,700	5,200,447	5,516,565	—	—
(5) 給水収益 (千円)	家庭用	1,356,038	1,533,297	1,537,979	1,422,664	1,465,180	1,492,884	1,460,273	1,426,143	1,388,192	1,364,818	1,337,635	—	—
	業務用	615,788	656,919	658,199	590,451	600,585	549,089	539,067	547,840	543,407	523,141	510,292		
	工業用	109,967	120,844	106,675	109,616	119,926	127,287	120,800	99,501	102,302	111,501	109,578		
	浴場用	563	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175		
	合計	2,082,356	2,311,235	2,303,028	2,122,906	2,185,866	2,169,435	2,120,315	2,073,659	2,034,076	1,999,635	1,957,680		
(6) 減価償却費 (千円)		678,223	772,045	768,710	782,687	754,525	733,558	688,597	644,692	655,638	728,007	845,148	—	—
(7) 現金預金残高 (千円)		1,784,536	1,927,333	2,086,751	2,250,928	2,374,434	2,172,826	1,978,460	1,985,348	1,190,762	1,542,546	2,203,446	—	—
(8) 補てん財源 (千円)	流動資産－(流動負債＋固定負債) (※ただし、翌年償還企業債を除く)	1,763,883	2,024,971	2,232,226	2,194,491	2,474,172	2,585,783	2,053,281	2,200,585	1,583,641	1,590,578	2,423,276	—	—
(9) 職員数 (人)	合 計	48	48	47	46	37	35	37	36	36	34	43	—	—
	(うち、正職の数)	37	38	37	37	33	31	32	31	31	28	30		
(10) 管路経年化率 (%)	管路経年化率(40年を超過するもの)：全体 うち、基幹管路経年化率：基幹管路	7.5 5.7	10.3 7.0	13.5 11.0	15.8 11.2	19.5 21.1	25.2 34.7	33.9 56.0	46.9 66.8	58.6 69.0	58.1 68.4	62.4 70.0	—	—